

2019・2020年度市営建設工事競争入札参加資格申請について

2019・2020年度市営建設工事競争入札参加資格申請について、下記の通りお知らせいたします。

なお、競争入札参加資格を取得された方は、競争入札参加資格者名簿に登載します。

1 提出書類

以下の項目のうち、様式に定めのない書類は、岩手県統一様式又は国土交通省統一様式を準用するものといたします。

- (1) 市営建設工事競争入札資格審査申請書（様式第1号 岩手県様式準用）
- (2) 建設業法第3条の規定による許可を受けていることを証明する許可証明書又は当該証明書の写し
- (3) 営業所の一覧表
- (4) 委任状（様式第2号）
※原本に限る。代表者が支店長等に継続的に契約関係の権限を委任する場合に提出。
- (5) 工事経歴書（様式第3号 岩手県様式準用）
※希望する工種について提出。
- (6) 建設業法第27条の27第1項の規定により、国土交通省又は都道府県が発行した経営事項審査結果通知書又は総合評定値通知書の写し
※審査基準日が2017年10月1日から2018年9月30日までのものに限り、ただし、提出期限までに当該通知書が未到達の場合は、許可行政庁の受付印のある総合評定値請求書及び工事種別完成工事高の写しを提出してください。なお、当該通知書を受領した後は、速やかにその写しを提出してください。
- (7) 希望する工事種別の直前2年間（3年間）の年間平均完成工事高（様式第4号 岩手県様式準用）
- (8) 技術職員名簿（様式第5号 岩手県様式準用）
- (9) 舗装工事を希望する場合は、アスファルトフィニッシャー保有調書
- (10) 漁港水中工事を希望する場合は、船舶を保有している場合は、船舶保有調書
※船舶を賃借している場合はそれを証明する書類
- (11) 管工事及び水道施設工事を希望する場合は、直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者の（社）日本水道協会が実施する「配水管工技能講習会Ⅰ（一般・耐震）」修了証書及び配水管技能者登録証の写し。
- (12) 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書（様式第6号）
- (13) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入を確認する書類
※経営事項審査の総合評定値通知書で加入を確認できない場合に提出。

(14) 登記事項証明書

※写し可。法人にあつては履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のもの）、個人にあつては身分を証するもの。

(15) 納税証明書

※写し可。申請日から概ね3か月以内に発行されたもの。

ア 法人の場合

(ア) 陸前高田市内に主たる営業所を有する場合、又は陸前高田市内に契約委任先の事務所等を有する場合

- a 「市税」の納税証明書
- b 「県税」の納税証明書
- c 「消費税及び地方消費税」の納税証明書

(イ) 陸前高田市内に主たる営業所を有しない場合、又は陸前高田市内に契約委任先の事務所等を有しない場合

- a 「県税」の納税証明書
- b 「消費税及び地方消費税」の納税証明書

イ 個人の場合

(ア) 陸前高田市内に事務所又は事業所を有する場合

- a 「市税」の納税証明書
- b 「県税」の納税証明書
- c 「消費税及び地方消費税」の納税証明書

(イ) 陸前高田市内に事務所又は事業所を有しない場合

- a 「県税」の納税証明書
- b 「消費税及び地方消費税」の納税証明書

ウ 新規に営業を開始し、未申告の場合

「法人・個人の事業開始等申告書」等の税務当局へ提出した書類の控えの写し

※「市税」の納税証明書を申請する場合は、別紙様式をご利用願います。その際申請をする方が願出人と異なる場合（個人の申請の場合は、住民基本台帳上、同一世帯以外の方の場合）は「委任状」が必要となります。

※国税の納税証明書は、インターネット等を利用して自宅や勤務先から交付請求することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

(<http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/index.htm>)

(16) 市税納付状況の調査に関する承諾書（様式第7号）

※市内に主たる営業所を有する方又は市内営業所を有する法人は必要です。

(17) 障がい者の雇用を確認する書類（該当者）（市独自加点対象）

障がい者雇用状況報告書（当該報告を公共職業安定所に行っている場合）、または障害者手帳（障がい者を雇用している場合）の写し

(18) 消防団員雇用状況確認書（該当者）（様式第8号）（市独自加点対象）

2 書類作成上の注意事項

- (1) 記入漏れには十分注意してください。宛名は必ず陸前高田市又は陸前高田市長としてください。
- (2) 各提出書類の記載方法については、2019・2020年度県営建設工事競争入札参加資格審査申請の手引きを参考にしてください。

3 提出部数 1部

4 受付期間及び提出方法

2019年1月15日(火)から2019年2月28日(木)まで

提出書類をA4判のフラットファイルに1に掲げる順序で綴り、郵送又は持参の方法により提出してください。

なお、**フラットファイルは、未記入で提出願います。**(会社名等必要事項は市で記入します。)

(1) 持参の場合

午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年律第178号)に定める休日を除く日)

(2) 郵送の場合

2019年2月28日(木) 必着

5 入札参加資格の有効期間

2019年6月1日から2021年5月31日まで

6 受理証明の対応

申請書類を受理した旨の証明が必要な場合には、次のとおり対応いたします。

- (1) 申請書類を持参される場合には、受付票等を提示してください。その場で受付印を押印しお返しします。
- (2) 申請書類を郵送される場合には、切手を添付した返信用封筒と受付票を同封するか、返信用はがき(切手を貼付したもの)を同封してください。受付印を押印し返送いたします。なお、FAX不可とします。

7 提出先

陸前高田市総務部財政課財政係(陸前高田市役所1号棟2階)

(郵便番号) 029-2292

(住所) 岩手県陸前高田市高田町字鳴石42番地5

(電話) 0192-54-2111 内線162

8 提出書類記載事項の変更届

申請書等提出後に次の各号のいずれかに該当するときは、その都度変更届にその事実を証明する書類を添付し、総務部財政課財政係に提出してください。

- (1) 本社等の所在地、電話番号等を変更した場合
- (2) 商号又は名称を変更した場合
- (3) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名を変更した場合
- (4) 受任者を変更した場合
- (5) 資本金を変更した場合
- (6) 廃業した場合
- (7) 技術者名簿の記載事項に変更があった場合
- (8) 法の規定に基づく許可の更新、許可換え又は許可区分を変更した場合
- (9) その他書類の記載事項に重大な変更があった場合

9 総合評定値通知書

- (1) 申請書提出後、経営事項審査の有効期間が途切れることがないように、最新の審査基準日の総合評定値通知書の写しを提出してください。
- (2) 経営事項審査の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。審査基準日から1年7か月以内の総合評定値通知書の提出がない場合、入札に参加できない場合があります。

10 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項（地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない方。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項（地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により入札に参加させないこととされていない方。
- (3) 建設業にあっては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けている方、及び同法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けており、同法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けている方。
- (4) 名簿記載日現在で、営業を開始して1年以上の方。
- (5) 信用情報の収集及び入札参加有資格者名簿掲載事項の公表、契約情報の公開、営業活動に関する実態調査の協力について同意できる方。
- (6) 入札参加資格審査申請に必要とされる書類を送付できる方。
- (7) 法人税（個人にあっては所得税）、消費税及び地方消費税を滞納していない方。
- (8) 岩手県内に本店又は営業所等を有する者にあっては、岩手県税を滞納していない方。
- (9) 陸前高田市税を滞納していない方。